

都市計画秋葉原駅付近地区地区計画を次のように変更する。

名 称		秋葉原駅付近地区地区計画
位 置 ※		千代田区外神田一丁目、外神田四丁目、神田和泉町、神田佐久間町一丁目、神田佐久間町二丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町及び神田相生町各地内
面 積 ※		約 2 1 . 7 h a
地区計画の目標		本地区では土地区画整理事業により、公共施設等の整備を行い、卸売市場、貨物ヤード等の大規模跡地を中心とする地区での適切な土地利用を進め、都心部に近接するターミナルとしての立地を活かした新たな交通結節点の形成と駅舎改良による駅機能の強化、J R 山手線をはさむ東西市街地の一体的な利用、商業・業務の機能向上、文化機能の導入、情報技術産業等新産業拠点の形成に向けた文化・情報・交流機能（IT関連機能）の導入及び住宅の供給を推進してきた。 近年は、多くの来街者を集める秋葉原の高いポテンシャルを活かしつつ、まちの美観や治安の維持、都市基盤の整備による歩行者ネットワークの充実、文化の創造や発信など、地域の魅力や価値を高めるための取組みを民間と行政の協働により実現することが求められている。このため、地元町会・商店街、開発事業者、行政等が協力してエリアマネジメントを推進するため、地域の自主ルールとして「秋葉原協定」が策定された。 そこで、これまでの取組みに加え、地域のエリアマネジメントの取組みとも連携し、今後はまちの更新に併せて、更なる商業・業務の機能向上や住宅供給の促進、秋葉原らしいシンボリックな街並みの形成、賑わいと回遊性の向上、老朽建物の更新や細街路整備を推進し、環境・防災性に配慮した賑わいのある安全で快適な複合市街地の形成を目指す。
区域の整備・開発及び保全に関する	土地利用の方針	(1) 大規模街区を含む地区の中心部は、商業・業務機能に特化する a 地区、業務・商業・居住機能の複合する b 地区、商業・業務機能と文化・情報・交流機能（IT関連機能）の複合する c 地区、居住機能に特化する d 地区、業務・居住機能の複合する e 地区、周辺の整備と調和した高架下の活用を含む鉄道用地として整備する f 地区に区分し、地域の核として育成するとともに都心居住の推進を図る。 (2) c 地区においては、情報発信拠点となるIT関連の文化・情報・交流施設等を導入し、情報技術産業等新産業拠点の形成を図る。 (3) g地区においては、街区統合や市街地再開発事業等により、土地の高度利用を促進し、区画道路 4 号を中心とした賑わいや地域の活力を創出するため、商業・業務機能の更新を誘導するとともに、居住機能の確保を図る。 (4) h地区においては、商業・業務機能と住宅が共存・調和した中高層の複合市街地の形成を図る。 (5) i地区においては、建築物の共同化を促進し、商業・業務機能の更新にあわせて、居住機能の確保を図るとともに、安全性・防災性の向上に資する連続した歩行者空間の形成を図る。 (6) J R 総武線南側の J R 山手線高架下鉄道用地においては、東西市街地を結び、地区の人々や来街者の利便性の向上を図る。 (7) 放射線街路第28号線に沿った既存市街地及び J R 総武線以南の既存市街地においては商業・業務機能を主体とする機能更新を図る。 (8) 放射線街路第28号線の沿道を除く放射線街路第14号線と補助線街路第323号線に挟まれた既存市街地においては、商業・業務機能の更新にあわせて、居住機能の確保を図る。

る 方 針	地区施設の整備方針	(1) ターミナル駅としての機能強化、東西市街地の一体的利用のため、土地区画整理事業による道路・交通広場等の整備にあわせ、歩行者優先の区画道路を整備するとともに、街区の横断動線確保のための通路の整備、及び歩道と一体となった歩行者空間確保のための道路に沿った歩道状空地の整備により、歩行者ネットワークの形成を図る。 (2) 地区の住環境の保全、防災機能の向上、地区の人々や来街者の交流と憩いの場を確保するため、広場等を整備する。 (3) 区画道路4号を歩行者中心の道路空間として再整備し、電線類の地中化を図るとともに、g地区の歩道状空地と合わせて一体的な歩行者空間の整備を図る。また、周辺地区からの人の流れを誘導するゲートの機能を持つ公共広場を整備する。 (4) 壁面の位置の制限及び容積率の緩和に合わせて、道路境界線から後退した部分を歩道状に整備するとともに、壁面の位置の制限の値を超えて後退した部分については、花壇等の緑化施設の整備を誘導する。
	建築物等の規制・誘導の方針	(1) 大規模街区を含む地区の中心部は、適切な土地利用を図るため、各地区の特性に応じて建築物等の用途の制限、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。 (2) 既存市街地からなる地区の周辺部は、合理的かつ健全な土地利用及び居住環境の確保を図る。 (3) c地区内の北側街区においては、周辺の交通環境に配慮し、公共利用が可能な駐車場の整備を図る。 (4) g地区及びh地区においては、区画道路4号を軸とした賑わいや良好な街並み景観の形成を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。また、合理的かつ健全な土地利用を図るため、敷地面積に応じた建築物の容積率の最高限度を定めるとともに、建築物等の高さの最高限度及び道路に面した建築物の壁面の位置の制限等を定めることで、住宅等に係る容積率の制限及び道路斜線制限を緩和する。あわせて、都市開発諸制度を適用する建築物については、原則として一定レベル以上のカーボンマイナス（CO₂の排出削減）の取り組みを行い、環境負荷の削減に寄与する建築物等を推進する。 (5) i地区においては、g地区・h地区と連携して健全な市街地環境を維持するため、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (6) 建物の低層階は賑わいの形成に寄与する機能の導入を図る。 (7) 都市のヒートアイランド化の抑制など都市環境の改善に資するため、屋上緑化等の都市緑化を推進する。また、g地区、h地区及びi地区については、うるおいのある街並みを創出するため、建築物の緑化率の最低限度を定める。 (8) 都市環境の保全に資するため、環境に十分な配慮を行ったエネルギーシステムの導入を推進する。 (9) 地区の防災性能を高めるため、備蓄倉庫等の防災施設の導入を図る。

地区整備計画

位 置	神田佐久間町一丁目、神田松永町、神田練塀町、神田花岡町、神田相生町、外神田一丁目及び外神田四丁目各地内				
面 積	約 1 2 . 3 h a				
地区施設の 配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	備 考
		区画道路 1 号※	16m	約 105m	歩道の拡幅
		区画道路 2 号※	12m	約 65m	歩行者優先道路として整備
		区画道路 3 号※	12m	約 230m	拡幅、歩道の新設
		区画道路 4 号	6m	約 195m	既設（電線類地中化を行う）
	広場	名称	面積		備 考
		公共広場 1 号	約 190 m ²		新設
	その他の 公共空地	名称	幅員	延長	備 考
		歩道状空地 1 号	3m	約 25m	新設
		歩道状空地 2 号	1m	約 230m	新設
		歩道状空地 3 号	2m	約 95m	新設
		歩道状空地 4 号	2m	約 60m	新設
		歩道状空地 5 号	2m	約 55m	新設
		歩道状空地 6 号	2m	約 235m	新設
		歩道状空地 7 号	2m	約 230m	新設
		歩道状空地 8 号	3m	約 75m	新設（一部電線類地中化に伴う変圧器等を含む）
		歩道状空地 9 号	2m	約 30m	新設
		歩道状空地 10 号	2m	約 80m	新設
		歩道状空地 11 号	2m	約 25m	新設
		名称	幅員	延長	備 考
		通路 1 号	3m	約 70m	新設
		通路 2 号	3m	約 65m	新設
		名称	面積		備 考
		広場 1 号	約 550 m ²		新設
		広場 2 号	約 650 m ²		新設
		広場 3 号	約 320 m ²		新設
		広場 4 号	約 200 m ²		新設
	広場 5 号	約 500 m ²		新設	
広場 6 号	約 540 m ²		新設（ピロティ下約 370 m ² を含む）		
広場 7 号	約 140 m ²		新設		

建築物等に関する事項	地区の区分	名称	a 地区	b 地区	c 地区	d 地区	e 地区	f 地区	g 地区	h 地区	i 地区	
		面積	約3.4h a	約0.5h a	約2.1h a	約0.4h a	約0.3h a	約2.4h a	約0.6h a	約1.9h a	約0.7h a	
	建築物等の用途の制限※	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物並びにナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業の用途に供する建築物は建築してはならない。					1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで及び第4号（まあじゃん屋を除く。）に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物並びにナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業の用途に供する建築物は建築してはならない。					1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで及び第4号（まあじゃん屋を除く。）に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物並びにナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業の用途に供する建築物は建築してはならない。
		2 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所の用途に供する建築物は建築してはならない。					2 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所の用途に供する建築物は建築してはならない。					3 共同住宅（高齢者、障害者等の円滑な使用に配慮した構造・設備等を有するもの及び入居者が生活上の指導又は援助等を受けながら共同生活を営む住戸を除く。）の用途に供する部分の住戸の数が10以上、かつ、当該建築物の階数が4以上で次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物についてはこの限りではない。 (1) 1の住戸の床面積が30㎡を超えるものの床面積の合計が、当該建築物における住宅の用途に供する部分の床面積（共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除く。以下この項において「住宅用途床面積」
				—	次の各号に掲げる用途以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類するもの。 （以下「住宅	—	—					

				等」という。) 2 住宅等の居住者が専ら利用する店舗、飲食店及び集会所 3 前各号の建築物に付属するもの。		という。) の合計の 3 分の 2 未満となるもの (2) 1 の住戸の床面積が 40 m²以上のものの床面積の合計が、住宅用途床面積の合計の 3 分の 1 未満となるもの 4 計画図(その 2)に示す区画道路 4 号に接する敷地においては、建築物の 1 階部分を次に掲げる用途以外の用途に供するもの(建築物の廊下、階段、エントランス及び管理諸室等建築物の共用の部分又は駐車場等の用途に供する部分を除く。)を建築してはならない。ただし、区画道路 4 号沿道の賑わいや地域の活力に配慮するとともに、敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと区長が認めた建築物については、この限りではない。 (1) 商業施設(スーパーマーケット、物品販売業を営む店舗、飲食店、銀行、コンビニエンスストアその他これらに類するもの) (2) 文化・交流施設(美術館、ホテル、旅館、展示場、案内所、集会室その他これらに類するもの) (3) 教育・福祉・医療施設(学校、保育所、社会福祉施設、診療所、子育て支援施設その他これらに類するもの) (4) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類するもの	らない。 2 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所の用途に供する建築物は建築してはならない。 3 共同住宅(高齢者、障害者等の円滑な使用に配慮した構造・設備等を有するもの及び入居者が生活上の指導又は援助等を受けながら共同生活を営む住戸を除く。)の用途に供する部分の住戸の数が 10 以上、かつ、当該建築物の階数が 4 以上で次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、区長が敷地の形態
--	--	--	--	---	--	---	--

								上、土地利用 上やむを得な いと認めた建 築物について はこの限りで はない。 (1) 1の住戸の 床面積が30 ㎡を超えるも のの床面積の 合計が、当該 建築物におけ る住宅の用途 に供する部分 の床面積（共 用の廊下又は 階段の用に供 する部分の床 面積を除く。 以下この項に おいて「住宅 用途床面積」 という。）の合 計の3分の2未 満となるもの (2) 1の住戸の 床面積が40 ㎡以上のもの の床面積の合 計が、住宅用 途床面積の合 計の3分の1 未満となるもの
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		容積率の最高 限度※		住宅、 共同住 宅、寄宿 舎、下宿 その他 これら に類す るもの 以外の 用途に 供する 部分の 容積率 は10分 の70を 超えて はなら ない。	—		住宅、 共同住 宅、寄宿 舎、下宿 その他こ れらに類 するもの 以外の用 途に供す る部分の 容積率は 10 分の 52 を超え てはなら ない。	—	1 計画図(その3) に示す壁面の位 置の制限が定め られている敷地 (当該敷地が接 する道路のすべ てに壁面の位置 の制限が定めら れている場合に 限る。)における 建築物の容積率 の最高限度は、前 面道路(2m 以上 接するものをい い、前面道路が 2 以上あるときは、 その幅員が最大 のものとする。)の 幅員が 12m 以 上の場合は 10 分 の 80、12m 未満の 場合はその幅員 のメートルの数 値に 10 分の 6 を 乗じて得た数値 (以下「基準容積 率」という。)に、 次の各号に応じ て定められた数 値を加えた値(10 分の 80 を上限と する。)とする。 (1) 建築物の外壁等 (壁面の位置の 制限の第 1 項で規	1 計画図(その3)に 示す壁面の位置の制 限が定められている 敷地(当該敷地が接す る道路のすべてに壁 面の位置の制限が定 められている場合に 限る。)における建築 物の容積率の最高限 度は、前面道路(2m 以上接するものをい い、前面道路が 2 以上 あるときは、その幅員 が最大のものとする 。)の幅員が 12m 以 上の場合は 10 分の 80、12m 未満の場合は その幅員のメートル の数値に 10 分の 6 を 乗じて得た数値(以下 「基準容積率」とい う。)に、次の各号に 応じて定められた数 値を加えた値(10 分の 80 を上限とする。)と する。 (1) 建築物の外壁等(壁 面の位置の制限の第 1 項で規定する「外壁 等」をいう。以下同 じ。)の面から道路境 界線までの距離を 0.5m 以上 1.0m 未満と した建築物の敷地の 場合	—
--	--	---------------	--	--	---	--	--	---	--	--	---

									定する「外壁等」をいう。以下同じ。)の面から道路境界線までの距離を0.5m以上1.0m未満とした建築物の敷地の場合 10分の6 (2)建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離を1.0m以上(複数の道路に接する敷地における最大幅員道路以外の道路の境界線までは0.5m以上)とした建築物の敷地の場合 10分の12 (3)前2号に掲げる場合のほか、2m以上の長さで接する道路が2以上あり、かつ道路に接する長さの合計が敷地外周の3分の1以上の建築物の敷地において、建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離を0.5m以上とした場合(ただ	10分の6 (2)建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離を1.0m以上(複数の道路に接する敷地における最大幅員道路以外の道路の境界線までは0.5m以上)とした建築物の敷地の場合 10分の12 (3)前2号に掲げる場合のほか、2m以上の長さで接する道路が2以上あり、かつ道路に接する長さの合計が敷地外周の3分の1以上の建築物の敷地において、建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離を0.5m以上とした場合(ただし、敷地面積が100㎡超の場合は、2m以上の長さで接する各道路からの壁面の位置の制限区域の合計面積が敷地面積の10分の1.2以上となるものに限る。) 10分の12 2 前項における基準容積率を超える部分については、住宅、共同住宅(1の住戸の床	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

									し、敷地面積が100 m²超の場合は、2m以上の長さで接する各道路からの壁面の位置の制限区域の合計面積が敷地面積の10分の1.2以上となるものに限る。) 10分の12 2 前項における基準容積率を超える部分については、住宅、共同住宅（1の住戸の床面積が40 m²以上のものに限る。）、寄宿舍、下宿、老人ホームその他これらに類する建築物の用途に供するものとする。 3 壁面の位置の制限の第2項の適用を受ける建築物の敷地においては、建築物の容積率の最高限度は基準容積率とする。 4 敷地面積が450 m²未満の敷地に建築する場合に	面積が40 m²以上のものに限る。）、寄宿舍、下宿、老人ホームその他これらに類する建築物の用途に供するものとする。 3 壁面の位置の制限の第2項の適用を受ける建築物の敷地においては、建築物の容積率の最高限度は基準容積率とする。 4 建築基準法第59条の2第1項の適用を受ける建築物については、前各項の規定を適用しない。	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--

									においては、建築物の容積率の最高限度は、10分の60とする。 5 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区内の建築物又は建築基準法第59条の2第1項の適用を受ける建築物については、前各項の規定を適用しない。 6 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、老人ホームその他これらに類するもの以外の用途に供する部分の容積率は10分の70を超えてはならない。ただし、前項の規定の適用を受ける建築物の容積率が10分の80を超える部分については適用しない。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

		敷地面積の最低限度	100 m ² とする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。 1 土地区画整理事業で換地面積が100 m ² 未満の場合は、換地面積とする。 2 区長が適切かつ合理的な土地利用を誘導する上で支障がないと認めたもの。	—	50 m ² とする。 ただし、地区計画の変更の告示日（平成26年 1月27日）において、現に建築物の敷地として使用されている50m ² 未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する50m ² 未満の土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。	—	
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の位置は、計画図（その2）に示す広場、通路の境界線から後退させなければならない。 2 計画図（その3）に示す壁面の位置の制限が定められている部分については、外壁等の面から道路境界線までの距離を、計画図（その3）で定める後退距離の数値以上とする。 3 前2項の規定は、建築基準法第44条第1項第一号、第二号、第四号に定める建築物については適用しない。	—	1 計画図（その3）に示す壁面の位置の制限が定められている部分については、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離を、計画図（その3）で定める後退距離の数値以上とする。 2 前項の規定は、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物については適用しない。	—	
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	—	—	1 計画図（その3）で示す壁面の位置の制限が0.5mで定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域においては、塀、柵、門、広告物及び看板等の交通を妨げるような工作物を設置してはならない。ただし、道路面からの高さが6mを超える部	計画図（その3）で示す壁面の位置の制限が定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域においては、塀、柵、門、広告物及び看板等の交通を妨げるような工作物を設置してはならない。ただし、道路面からの高さが6mを超える部分はこの限りではない。	—

				分はこの限りではない。 2 計画図(その3)で示す壁面の位置の制限が2.0m又は3.0mで定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域においては、塀、柵、門、広告物及び看板等の交通を妨げるような工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。 (1)道路境界線に沿って設ける樹木で歩行者の通行に配慮したもの (2)電線類地中化に伴う変圧器等公益上必要なもの		
		建築物等の高さの最高限度	—	1 建築物の高さ(階段室その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下この項において「建築物の高さ」という。)の最高限度は60mとする。 2 建築基準法第59条の2第1項の適用を受ける建築物においては、建築物の高さの最高限度は85mとする。		—

				3 敷地面積が2,000㎡以上の敷地で、都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区内の建築物の高さの最高限度は115mとする。	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 広告物・看板類（東京都屋外広告物条例の適用を受けない鉄道高架橋上の既存工作物は除く）で、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損ねるものは、設置してはならない。 2 建築物等の形態又は色彩その他の意匠については、良好な都市景観の形成に資するものとする。			
	かき又はさくの構造の制限	1 道路と敷地の境界線と、壁面の位置の制限として定められた限度の線との間には、歩道的空間としての機能を損なうようなかき又はさくを設けてはならない。 2 都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区内の建築物の敷地及び建築基準法第59条の2第1項を適用する建築物の敷地に設置される公開空地等の広場的空間が敷地境界線に接する場合は、敷地境界線の当該部分に、隣接敷地への通行の妨げとなるようなかき又はさくを設けてはならない。	—	—	
	建築物の緑化率の最低限度	—	500㎡以上の敷地に建築する建築物の緑化率の最低限度は次の各号に掲げる数値のいずれか小さい方とする。ただし、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物については、この限りではない。 (1) 10分の2.5 (2) 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第39号）別表第2及び第4に規定する部分の面積（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第40条に基づいて算出したもの。）の敷地面積に対する割合		

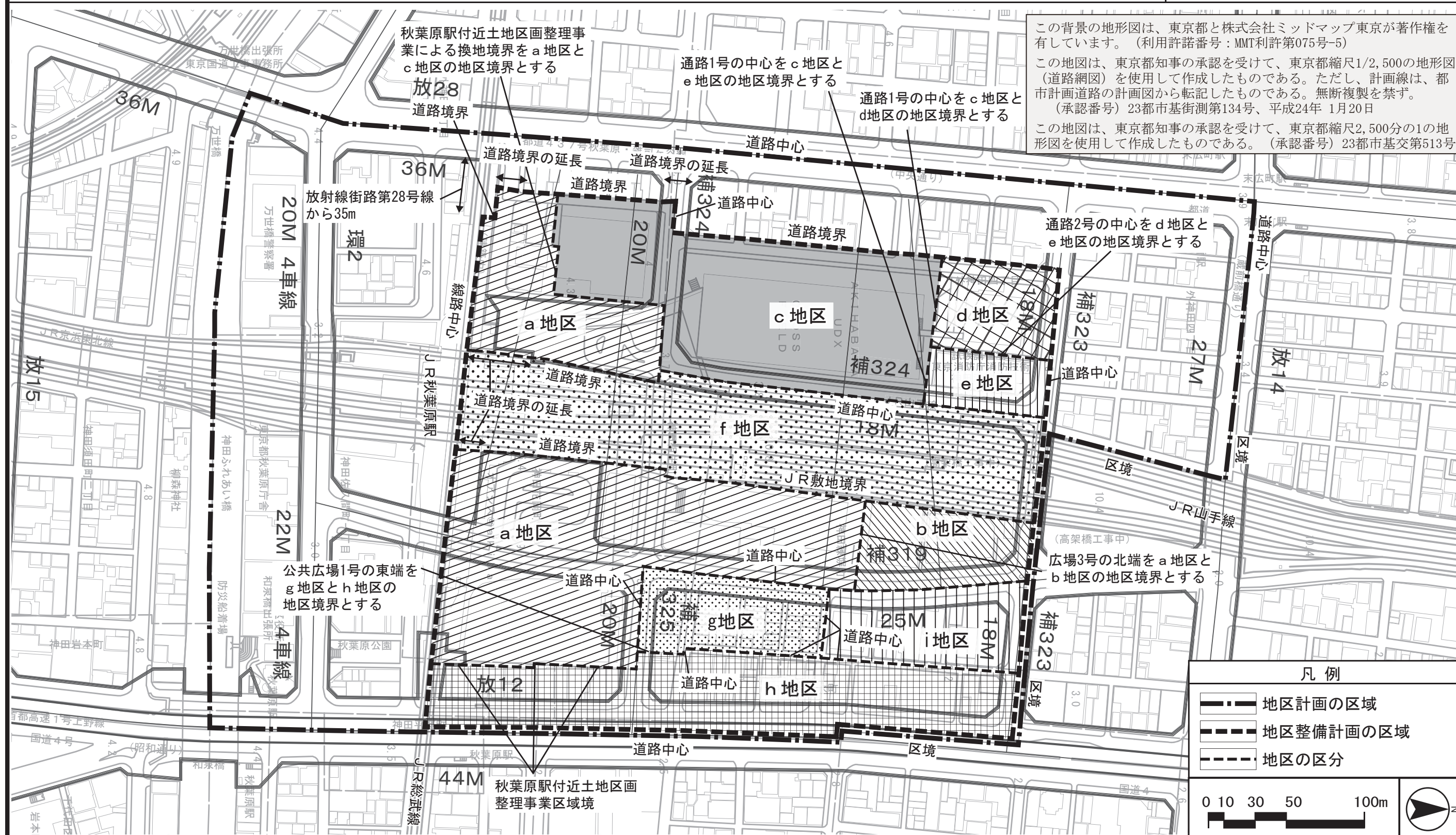
（※は知事協議事項）

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図に示すとおり」

理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い、建築物等の用途制限の整合を図るため、地区計画を変更する。

〔千代田区決定〕

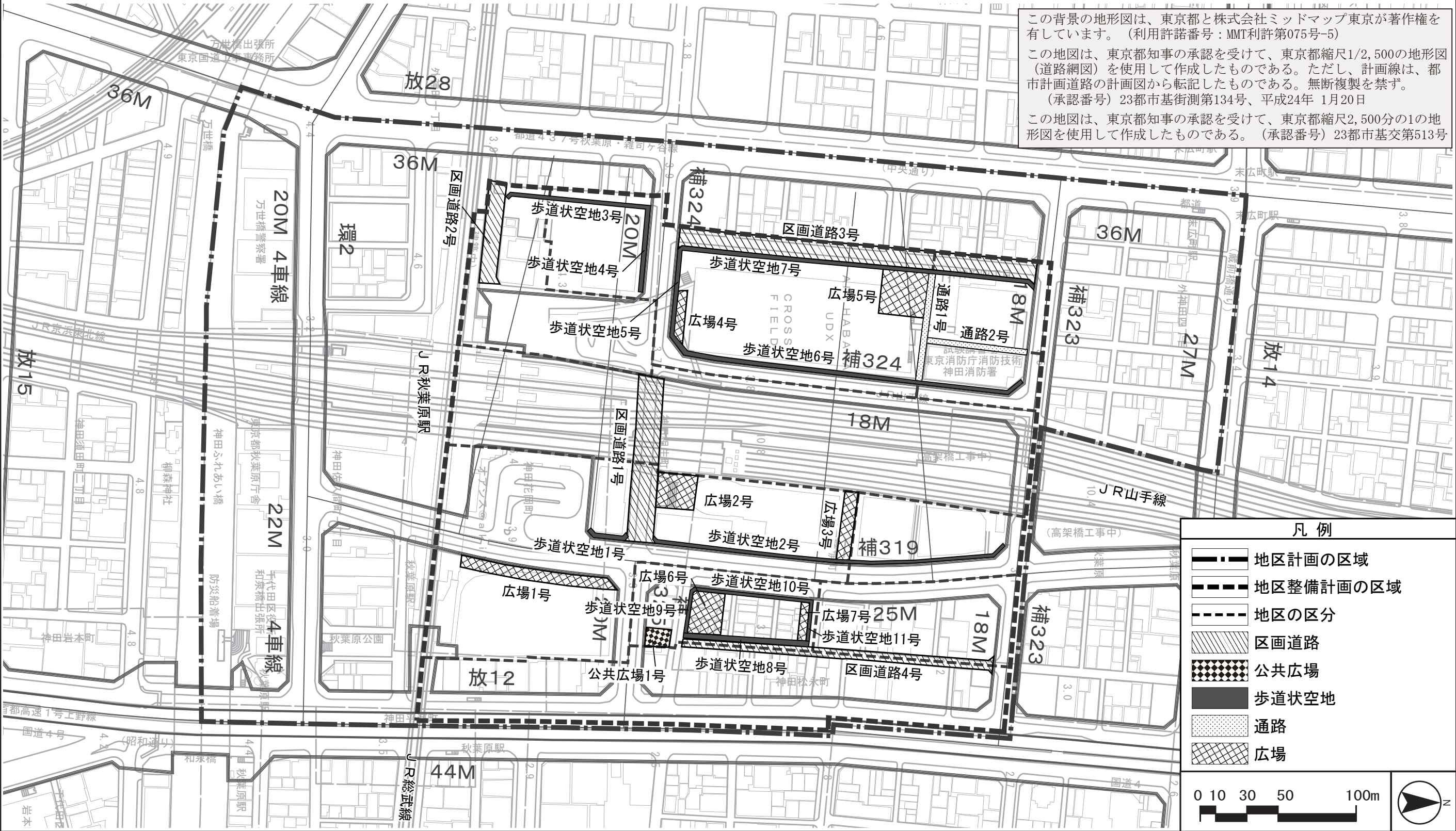
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 23都市基交第513号



東京都市計画地区計画
秋葉原駅付近地区地区計画 計画図（その2）

〔千代田区決定〕

この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。（利用許諾番号：MMT利許第075号-5）
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号）23都市基街測第134号、平成24年 1月20日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。（承認番号）23都市基交第513号



〔千代田区決定〕

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)23都市基交第513号

